

あいびす訪問介護事業所（特定事業所加算（Ⅱ）が適用されます。）

身体介護	
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上1時間未満	387
1時間以上1時間半未満	567
1時間半以上2時間未満	649

以降30分ごとに82単位加算されます。

身体介護に引き続き生活援助を行った場合		生活援助20分以上45分未満	生活援助45分以上70分未満	生活援助70分以上
20分以上30分未満	244	+ 65	+ 130	+ 195
30分以上1時間未満	387			
1時間以上1時間半未満	567			
1時間半以上2時間未満	649			

以降30分ごとに83単位加算されます。

生活援助	
20分以上45分未満	179
45分以上	220

予防訪問介護	
1週に1回程度	1,176
1週に2回程度	2,349
1週に2回程度を超える回数	3,727

基準緩和型	
1週に1回程度	941
1週に2回程度	1,879
1週に2回程度を超える回数	2,982

当月ご利用した総単位数に対して介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5%）を乗じた単位数を足します。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	24.5% ※小数点以下四捨五入します。
-------------	----------------------

金沢市にある事業所の場合、地域加算が算定されます。（1単位＝10.21円）

【費用総額】＝（当月ご利用した総単位数＋介護職員処遇改善加算単位数）×10.21円
 ※小数点以下切捨てします。

【費用総額】×90%＝【保険給付額】
 ※小数点以下切捨てします。

【費用総額】－【保険給付額】＝【利用者負担額】となります。